

杏林大学医学部附属杉並病院

かんじゃ け ん り けんしやう

こども患者権利憲章

- ① こども達は、どのような病 気にかかったときでも、ほかの人と同じように、よい医 療
う
を受けることができます。
- ② こども達は、どのようなときでも、ひとりの人 間として大 切にされ、ご家族や 病 院
ひと ちから あ いりやう う
の人たちと 力 を合わせて医 療を受けることができます。
- ③ こども達は、病 気のことや病 気を治していく方 法を、こども達がわかることばや絵
つか びやういん ひと おし
などを使って、病 院の人に教えてもらうことができます。
- ④ こども達は、病 気のことや病 気を治す方 法について、十 分な説 明を受けたい
じぶん かんが きも びやういん ひと かぞく つた
で、自分の 考 えや気持ちを 病 院の人やご家族に 伝 えることができます。
- ⑤ こども達は、わからないことや不安なことがあるときはいつでも、ご家族や 病 院の人
はな き
たちに話したり、聞いたりすることができます。
- ⑥ こども達は自分で自分の健 康について決めることができないとき、代わってご家族に決
めてもらうことができます。
- ⑦ こども達は、入 院しているときでも、できる限りご家族と一 緒に過 すごすことができ
ます。
- ⑧ こども達は、入 院していても、勉 強したり、遊 んだりすることができます。
- ⑨ こども達は他の人に知られたくないことは秘密にすることができます。
- ⑩ あなたとみんなが気持ちよく過 すごすために、病 院の約 束をまもってください。